箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 23 日

箱根町議会議員 石川 栄川端 祥介遠藤 秀則

(提案理由)

当町の厳しい財政状況に鑑み、平成 27 年度の期末手当を減額するため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年 箱根町条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(期末手当に関する特例措置)

5 平成 27 年 6 月及び同年 12 月の期末手当の額は、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、議会議長にあってはその 100 分の 15 に相当する額を、議会副議長及び議会議員にあってはその 100 分の 10 に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。